

ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1）

番号	施設名	規模要件 (いずれかに該当すること。)
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	伝熱面積が $10\text{m}^2$ 以上 バーナーの燃料の燃焼能力が 50L/h以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力が 20t/日以上 バーナーの燃料の燃焼能力が 50L/h以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉(14項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1t/h以上
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14項及び24～26項に掲げるものを除く。)	火格子面積が $1\text{m}^2$ 以上 羽口断面積が $0.5\text{m}^2$ 以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力が 50L/h以上 変圧器の定格容量が200kVA 以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200kg/h以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が 6L/h以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が $1\text{m}^2$ 以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26項に掲げるものを除く。)	バーナーの燃料の燃焼能力が 50L/h以上 変圧器の定格容量が200kVA 以上
11	乾燥炉(14項及び23項に掲げるものを除く。)	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が $2\text{m}^2$ 以上 焼却能力が200kg/h以上

番号	施設名	規模要件 (いずれかに該当すること。)
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が $\geq 0.5\text{t/h}$ 以上 火格子面積が $\geq 0.5\text{m}^2$ 以上 羽口面断面積が $\geq 0.2\text{m}^2$ 以上 バーナーの燃料の燃焼能力が $\geq 20\text{L/h}$ 以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造の用に供する乾燥施設	容量が $\geq 0.1\text{m}^3$ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が $\geq 50\text{kg/h}$ 以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が $\geq 3\text{L/h}$ 以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が $\geq 50\text{kg/h}$ 以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が $\geq 30\text{kA}$ 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鋳石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐鋳石の処理能力が $\geq 80\text{kg/h}$ 以上 バーナーの燃料の燃焼能力が $\geq 50\text{L/h}$ 以上 変圧器の定格容量が $\geq 200\text{kVA}$ 以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が $\geq 10\text{m}^2$ 以上 ポンプの動力が $\geq 1\text{kW}$ 以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鋳石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が $\geq 80\text{kg/h}$ 以上 火格子面積が $\geq 1\text{m}^2$ 以上 バーナーの燃料の燃焼能力が $\geq 50\text{L/h}$ 以上
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が $\geq 10\text{L/h}$ 以上 変圧器の定格容量が $\geq 40\text{kVA}$ 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が $\geq 4\text{L/h}$ 以上 変圧器の定格容量が $\geq 20\text{kVA}$ 以上

番号	施設名	規模要件 (いずれかに該当すること。)
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が $0.1\text{m}^2$ 以上 バーナーの燃料の燃焼能力が $4\text{L/h}$ 以上 変圧器の定格容量が $20\text{kVA}$ 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が $100\text{kg/h}$ 以上
28	コークス炉	原料の処理能力が $20\text{t/日}$ 以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が $50\text{L/h}$ 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が $35\text{L/h}$ 以上

※ 燃料の燃焼能力は、重油換算した値である。液体燃料  $10\text{L}$ 、ガス燃料  $16\text{m}^3$ 、固体燃料  $16\text{kg}$  がそれぞれ重油  $10\text{L}$  に相当する。

ただし、ガス機関並びにガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器（水素製造能力  $1,000\text{m}^3/\text{h}$  未満の施設で気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器については、以下の換算式による。

重油換算値(L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 ( $\text{m}^3\text{N/h}$ )

換算係数 =  $\frac{\text{気体燃料の高位発熱量 (kcal/m}^3\text{N)}}{\text{重油の発熱量 (注1)}}$

(注1) ガス機関は  $9,600\text{kcal/L}$

水蒸気改質方式の改質器及び燃料電池用改質器は  $40,000\text{kJ/L}$

## ばい煙に係る特定施設

(福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第1)

	施設名	規模要件
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で $0.1\%$ 以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。)	伝熱面積が $5\text{m}^2$ 以上 $10\text{m}^2$ 未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 $50\text{L/h}$ 未満のもの

※ 燃料の燃焼能力は、重油換算した値である。液体燃料  $10\text{L}$ 、ガス燃料  $16\text{m}^3$ 、固体燃料  $16\text{kg}$  がそれぞれ重油  $10\text{L}$  に相当する。